

運 営 規 程

社会福祉法人 多摩大和園
や ま と 苑

訪問介護、東大和市介護予防・日常生活支援総合事業
ホームヘルプステーションやまと苑運営規程

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人多摩大和園が開設するホームヘルプステーションやまと苑（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護並びに東大和市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号訪問事業（以下「東大和市総合事業」という。）の各事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者又は東大和市総合事業にあたっては事業対象者に対し、適正な指定訪問介護等又は東大和市総合事業のサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 事業所の訪問介護員等は、要介護者、要支援者、事業対象者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- | | |
|-------|-----------------------------|
| 一 名 称 | ホームヘルプステーションやまと苑 |
| 二 所在地 | 東京都東大和市狭山 2 丁目 1 2 6 4 番地 5 |

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- | | |
|---|------------|
| 一 管理者 | 1 名（他事業兼務） |
| 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。 | |
| 二 サービス提供責任者 | 1 名（介護福祉士） |
| サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護又は東大和市総合事業の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画又は第 1 号訪問事業に係るサービス計画（以下「訪問介護計画等」という。）の作成等を行う。 | |

- 三 訪問介護員等 9名（うち、サービス提供責任者1名）
訪問介護員は、指定訪問介護又は東大和市総合事業のサービス提供にあたる。
- 四 事務職員 1名（他事業兼務）
必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 365日年中無休
- 二 営業時間 午前7時から午後9時までとする。

（指定訪問介護及び東大和市総合事業のサービスの提供方法、内容及び利用料等）

第6条 指定訪問介護又は東大和市総合事業のサービスの提供方法及び内容は次のとおりとし、指定訪問介護又は東大和市総合事業を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定訪問介護又は東大和市総合事業が法定代理受領サービスである時は、その1割または2割の額とする。

- 一 身体介護 食事介護、排泄介助、入浴（清拭）介助、着脱介助、体位交換、通院介助、その他
- 二 身体生活
- 三 生活援助 食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取、その他
- 四 介護予防訪問介護
- 五 東大和市総合事業

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護又は東大和市総合事業に要した交通費は、その実額を徴収する。

通常の実施地域を越える地域かつ送迎を要する場合には、別途徴収するものとする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 指定訪問介護の通常の事業の実施地域は、東大和市及び小平市、立川市、武蔵村山市、東村山市とする。

2 東大和市総合事業の事業実施地域は、東大和市とする。

3 第1項の事業実施地域を越える地域かつ送迎を要する場合には、別途徴収するものとする。

(苦情・相談対応)

第 8 条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 当該事業所は、前項に苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 9 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果的について、職員に十分に周知する。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的（年2回以上）に実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

3 職員は、高齢者虐待防止法を順守し、利用者等への家族等からの虐待が疑われる場合には、利用者等の保護とともに家族関係の改善を図ることとし、関係機関及び区市町村に通報する。

(事故時の対応)

第10条 当事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 当事業所は、前項の事故の状況の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結のから5年間保存する。

3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時等における対応方法)

第11条 訪問介護員等は、訪問介護のサービス提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

2 前項について、しかるべき対応をした場合には、速やかに管理者に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第12条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。職員でなくなった後においても同様とする。

- 2 施設は、個人情報に関して利用者より文書にて同意を得る。また、利用者は、その使用目的の説明、開示の拒否、利用の停止等を施設側に申し出、施設は、その申し出の内容が妥当であると判断した場合は、それに応じなければならない。

(地域との連携)

第13条 施設は、地域住民及び各種ボランティア等と積極的に交流を図るとともに、協力関係を構築し、連携に努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 指定訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後2ヶ月
- 二 継続研修 年2回以上

- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人多摩大和園と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成20年5月28日 全面改正（平成20年4月1日遡及適用）

平成27年7月31日一部改正 平成27年8月1日適用

平成29年3月28日一部改正 平成29年4月1日適用

平成30年1月26日一部改正 平成29年4月1日遡及適用

平成30年3月27日一部改正 平成30年4月1日適用

令和元年10月1日一部改正・適用

令和6年3月18日一部改正 令和6年4月1日適用

第6条（指定訪問介護及び東大和市総合事業の利用料等）

介護保険給付対象サービスの利用料

（指定訪問介護）

サービス内容		
身体介護		身体介護に引き続き所要時間20分以上の生活援助を行ったとき、所要時間20分から計算して25分を増すごとに 704円
20分未満	1,766円	
20分以上30分未満	2,644円	
30分以上1時間未満	4,195円	
1時間以上1時間半未満	6,146円	
1時間半を超えて30分を増すごとに	888円追加	
生活援助		
20分以上45分未満	1,940円	
45分以上	2,384円	
通院等昇降介助	1,051円	
特定事業所加算Ⅰ	算定された介護保険給付対象サービスの利用料の100分の20に相当する額	
特定事業所加算Ⅱ	100分の10に相当する額	
特定事業所加算Ⅲ	100分の10に相当する額	
特定事業所加算Ⅳ	100分の3に相当する額	
緊急時訪問介護加算	1,084円	
初回加算	2,168円	
生活機能向上連携加算Ⅰ	1,084円	
生活機能向上連携加算Ⅱ	2,168円	
介護職員等处遇改善加算Ⅰ	算定された介護保険給付対象サービスの利用料の1000分の245に相当する額	

＊ 夜間（18：00～21：00）又は早朝（7：00～8：00）の場合 25%増し

＊ 訪問介護員2名派遣の場合 200/100

＊ 法定代理受領の場合は上記金額の1割（ただし、経過措置、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。）または2割または3割。

(東大和市介護予防・日常生活支援総合事業)

独自型サービス			
利用料	標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	3, 1 1 1 円	1 回につき
	生活援助が中心 2 0 分以上 4 5 分未満の場合	1, 9 4 0 円	1 回につき
	4 5 分以上の場合	2, 3 8 4 円	
	短時間の身体介護が中心である場合	1, 7 6 6 円	1 回につき
初回加算		2, 1 6 8 円	1 月につき
生活機能向上連携加算		1, 0 8 4 円	1 月につき
介護職員等処遇改善加算 I		算定された介護保険給付対象サービスの利用料の 1 0 0 0 分の 2 4 5 に相当する額	
緩和型サービス			
利用料	訪問緩和型サービス（有資格者）	2, 8 0 7 円	1 回につき
	訪問緩和型サービス（認定ヘルパー）	2, 4 9 3 円	1 回につき
初回加算		2, 1 6 8 円	1 月につき
介護職員等処遇改善加算 I		有資格者 2, 9 8 1 円 認定ヘルパー 2, 6 5 5 円	1 月につき

※ 1 法定代理受領の場合は上記金額の 1 割 (ただし、経過措置、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。) または 2 割または 3 割。

※ 2 原則として月途中からのサービス開始又は終了の場合であっても日割り計算は行わない。ただし、月途中に①要介護から要支援に変更となった場合、②要支援から要介護に変更となった場合、③同一保険者管内での転居等により事業所を変更とした場合は、日割り計算による。